第二百十八条第一項中「統括証券監査官」の下に「及び統括金融証券検査官」を加え、同項第四号から第六号までを次のように改める。

四　政府関係金融機関に関すること。

五　株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行に関すること（株式会社商工組合中央金庫については、金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌に属するものを除く。）。

六　独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人情報通信研究機構及び独立行政法人奄美群島振興開発基金に関すること。

第二百十八条第一項第二十一号中「、審査業務課及び統括金融証券検査官」を「及び審査業務課」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十号中「、審査業務課及び統括金融証券検査官」を「及び審査業務課」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　地方公共団体金融機構の行う公庫債権管理業務に関すること。

第二百二十四条第一号中「第二百十八条第一項第十四号及び第十七号」を「第二百十八条第一項第十五号及び第十八号」に、「同項第十八号」を「同項第十九号」に改め、同条第二号中「第二百十八条第一項第十五号」を「第二百十八条第一項第十六号」に改める。

第二百二十八条第一項中「四十三人」を「四十四人」に、「四百七十六人」を「四百六十三人」に改める。

第二百三十条第二項中「第二百十八条第一項第四号に規定する」を「株式会社日本政策金融公庫法第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第十七条及び産業競争力強化法第三十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百三十八条第一項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第二十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十一条第一項並びに第五十八条第一項及び第二項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項及び第二項、奄美群島振興開発特別措置法第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条第一項、国立研究開発法人情報通信研究機構法第二十条第一項、独立行政法人通則法第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法附則第二十条第一項の規定に基づく」に改める。

第二百三十一条第二項及び同条第三項中「第二百十八条第一項第十四号、第十七号及び第十八号」を「第二百十八条第一項第十五号、第十八号及び第十九号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改める。

第二百三十二条第一項中「五百七十一人」を「五百六十人」に改める。

第二百三十四条第一項中「百六十六人」を「百七十二人」に、「三百十六人」を「三百四十一人」に改める。

第二百五十一条第一項中「百三十九人」を「百三十八人」に改める。

第二百五十条第一項中「七十八人」を「七十七人」に、「二百六十三人」を「二百六十四人」に改める。

第二百八十二条第一項中「十二人」を「十三人」に改める。

第二百八十五条第一項中「百三人」を「百四人」に改める。

第二百八十六条第三項の表東京税関の項中「十四人」を「十五人」に改め、同表門司税関の項中「二人」を「三人」に改め、同表合計の項中「七十四人」を「七十五人」に、同項特別監視官の欄中「二十一人」を「二十二人」に改める。

第二百九十八条第一項中「百八十八人」を「二百二人」に、「四百十六人」を「四百五人」に改める。

第二百九十九条第一項中「東京税関及び大阪税関」を「大阪税関の監視部に、上席調査官六人以内を、東京税関及び神戸税関」に、「、名古屋税関及び神戸税関」を「及び名古屋税関」に、「四十四人」を「四十五人」に改める。

第三百十九条の二第一項中「横浜税関」の下に「、名古屋税関、大阪税関及び神戸税関」を加え、「三人」を「それぞれ三人」に改め、「、名古屋税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、認定事業者管理官それぞれ二人以内を」を削る。

第三百二十条第一項中「、神戸税関の業務部に、知的財産調査官二人以内を」を削り、「大阪税関」の下に「、神戸税関」を加える。

第三百二十一条第一項中「百三十二人」を「百三十四人」に、「二百十人」を「二百九人」に改める。

第三百二十二条第一項中「五十一人」を「五十一人」に、「百六人」を「百五人」に改める。

第三百二十四条第二項中「函館税関及び」を削り、同条第三項の表函館税関の項特別審理官の欄中「―」を「一人」に改め、同表東京税関の項中「四十人」を「三十九人」に、「八人」を「九人」に改め、同表横浜税関の項中「八人」を「九人」に改め、同表門司税関の項中「四人」を「五人」に改め、同表合計の項中「百十四人」を「百十三人」に、「三十五人」を「三十六人」に、「四十五人」を「四十七人」に、「十七人」を「十八人」に改める。

第三百三十六条第一項中「、名古屋税関」を削り、「函館税関」の下に「、名古屋税関」を加える。

第三百三十七条第一項中「二百二人」を「二百七人」に、「三百四十二人」を「三百三十六人」に改める。

第三百三十八条第一項中「七十人」を「七十二人」に、「百四十一人」を「百五十二人」に改める。

第三百七十五条第一項中「十五人」を「二十人」に改める。

第三百七十八条第一項中「十人」を「八人」に改める。

第三百八十二条第一項中「二人」を「三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改める。

第三百八十三条中「、広報広聴官」を削る。

第三百八十四条中第十四号を第十六号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　税務に関する広聴の総括に関すること。

第三百八十四条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　広報（税務に関する広聴を除く。）に関すること。

第三百九十条を次のように改める。

第三百九十条　削除

第四百五条の二第一項中「二人」を「三人」に改める。

第四百六条の見出し中「及び」を「並びに」に改め、「国際企画官」の下に「及び国際企画調整官」を加え、同条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「三人」の下に「及び国際企画調整官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

5　国際企画調整官は、命を受けて、国際業務課の所掌事務のうち重要事項についての調整その他専門的事項を処理する。

第四百八条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第四百十条第一項中「二百七人」を「二百二十七人」に改める。

第四百十二条第一項中「五十三人」を「五十四人」に改める。